

管契 第 44-1 号
令和 8 年 9 月 2 日

関係各位

千曲市長

積算疑義申立の精査結果等について

期日までに積算疑義申立のあった案件の精査結果については、下記のとおりです。

なお、積算疑義申立の内容及び回答は別紙「疑義回答書」をご覧ください。

記

疑義申立のあった工事名等

開 札 日	令和 8 年 8 月 2 5 日
工事名（業務名）	令和 8 年度 地方創生道整備推進交付金事業 市道一重山 2 号線横断水路改修工事

精査結果

積算に誤りがありましたが、予定価格及び最低制限価格を改めて積算したところ、両価格の金額に変更がなく、落札候補者が変わらないため、入札契約手続きを継続します。

千曲市役所企画政策部管財契約課契約係
電話：0 2 6 - 2 7 3 - 1 1 1 1
内線：4 1 2 4

疑義回答書

下記建設工事等の入札に係る積算の疑義申立について、回答します。

工事名（業務名）	令和８年度 地方創生道整備推進交付金事業 市道一重山２号線横断水路改修工事
疑 義 内 容	
公表用設計書を確認し推察する中で、項-0011～0012 *処分費*内スクラップヘビーH3（旧１級 H3）の経費処理について疑義がありますのでお伺い致します。 スクラップは本来、全ての諸経費の対象額に含めないという大前提があります。そして処分費内の項目については通常一律で経費対象とされます。つまりスクラップを*処分費*内の項目に加えることが誤りであり、マイナス値であるスクラップに経費を算出すること自体あり得ませんし、そもそも設計書の不備であると考えます。そうであれば、スクラップ分のみの経費を控除し、元に戻し経費を算出した当社等の算出方法が正しいのではないのでしょうか。 スクラップ分を処分費に含めないのがもっとも適切と考えますが、やむを得ずこうした設計書になるのであれば、処分費項目に加えた時点で、備考欄に経費対象がどうなるのかの旨注意書きを記載するべきではないのでしょうか。	
回 答	
公表用設計書 頁-0011 スクラップ ヘビーH3（旧１級 H3）について、本設計書では表示のとおり処分費の対象として積算しておりましたが、正しくは処分費の対象とはせず、「すべての諸経費の対象額に含めない」として積算するものであり、積算に誤りがありました。	